

議案第14号

四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について

次のとおり四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

地域包括支援センターの設置運営については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）により示されているところであるが、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員または、それらに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意したうえで柔軟な職員配置を可能とする改正が行われ、令和6年4月1日から適用する旨、国通知が発出された。

本市においても、地域包括支援センターの次期業者選定を見据えて、本通知に対応するため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（令和４年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「常勤の職員の員数」の次に「（協議会が第１号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延べ時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。